

第 2 次美里町総合計画・美里町総合戦略
第 3 期基本計画策定方針

新しい大好きを

心、わきたつ美の里へ

令和 7 年 5 月
美里町総合計画等策定委員会

1 趣旨

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「総合計画」という。）における第2期基本計画が令和7年度をもって満了となることから、令和8年度を始期とする第3期基本計画（以下「本基本計画」という。）の策定に当たり、基本的な方針を定めるものである。

2 計画の構成

総合計画の構成は、まちづくりの基本指針であり将来目標等を示す「基本構想」、そのありたい姿を実現するための5年間の取組である「基本計画」、「基本計画」を計画的に推進するための具体的な取組を位置づける「実施計画」で構成している。また、基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」に規定される基本的な計画である「総合戦略」と一体的に策定しているところである。

3 計画の期間

- (1) 基本構想の計画期間（第2次）
平成28年度（2016年度）から令和22年度（2040年度）までの25年間
- (2) 基本計画の計画期間（第3期）
令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間
- (3) 総合戦略の計画期間（第3期）
令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

4 基本的な推進姿勢

2040年を見据えた自治体経営の転換点が、いよいよ目前に迫ってきた。

急速に進行する少子高齢化、労働力人口の減少、そして地域社会における空洞化は、税収構造の変化や社会保障費の増大、公共サービス維持も困難になるといった深刻な課題をもたらしている。空き家・空き店舗、耕作放棄地の拡大といった地域課題は、生活基盤そのものを揺るがし、自治体運営におけるリスクを高める。加えて、気候変動や資源制約、人権への関心の高まりを背景にサステナビリティを意識した政策の転換が急務となり、SDGs、カーボンニュートラル、DX、Society5.0といった新たな潮流への的確な対応も求められている。AI・ロボティクスなどの技術革新もまた、社会構造や働き方に大きな変化をもたらしつつある。

本町においては、令和7年4月に新生「美里中学校」が開校し、令和8年1月には合併20年という節目を迎え、未来志向の象徴的な出来事が続く。こうした中、本基本計画は、基本構想の前半の取組を継承しつつ、後半へと確実につなぐことが

肝要であり、時代の転換期に「美里町らしさ」と「これからの暮らし」をもう一度、見つめ直す必要がある。

町民一人ひとりが地域に対して「新しい好き」を見つけ、「心がわきたつ」ような瞬間に出会える、そんな未来を共に作っていくことを目指すものである。

(1) 策定スローガン

本基本計画の策定スローガンを次のとおりとする。

「新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ」

(2) スローガンの意義と意味

このスローガンは、単なるキャッチコピーではなく、町の将来像を町民とともに描き、育てるための共通言語として捉えることとし、施策や事業の検討段階において、この取組は町の「新しい大好きを育てているか」「心をわきたたせているか」という視点から策定内容を再確認する価値判断の軸とするものである。これらのスローガンの下に、共に作っていく未来を目指すものである。

ア 「新しい大好きを」

町民一人ひとりが地域に対して「新たな好き」を見出す、未来志向のまちづくりを表現したもの。

イ 「心、わきたつ美の里へ」

美里町という地名に込められた「美しさ」を自然や風景だけでなく、人・文化・暮らしに内在する価値として捉え直し、感性や誇りが自然に湧き上がるような街づくりを表現したもの

(3) 基本構想の見直し

本策定は、基本計画の改訂を原則とするものであるが、国・県による政策転換や施策展開の前提が変わることなどにより、町の主要課題、町民意識や価値観に変化が生じている又は社会ニーズにこたえられない状況が想定されるなどの場合、基本構想の見直しも必要に応じて行うものとする。

(4) 計画の検証を原点とした計画

現行の総合計画における成果と課題の両面から検証するとともに、住民満足度調査、重要度調査及び優先度調査の結果を踏まえた計画づくりを行うものとする。

(5) 重点事項を明確にした計画

将来を見据え、計画の策定段階から重点的に何に取り組むかを明確にし、計画づくりを行うものとする。

(6) 実現性・実効性を踏まえた計画

厳しい財政制約のもと、費用対効果、地域ニーズ等に基づく選択と集中を行い、施策の実現性・実効性を踏まえた計画づくりを行うものとする。

5 配慮すべき視点

第2次総合計画策定後の10年間は、人口減少、大規模災害、感染症によるパンデミック、物価高騰・経済悪化、脱炭素、多様性・包摂性への対応など、従来の行政運営が見直しを迫られる時代であったことから、現代的な社会トレンドへの適応を含め、その配慮すべき主な視点を次のとおりとする。

(1) 少子高齢化・人口減少対策の視点

出生数の減少、若者の都市部流出、高齢化率の上昇により、将来の人口構造が著しく不均衡となり、地域コミュニティや産業の担い手不足、学校、医療、交通インフラ維持の困難性が増すことが見込まれる。国が示す「地方創生」の取組を注視するとともに、人口の自然減・社会減に歯止めをかけるため、「選ばれる地域」としての魅力を高める少子高齢化・人口減少対策の施策展開の検討が必要である。

(2) 環境配慮と事業性（経済性）の両立の視点

地球温暖化が原因と考えられる異常気象、自然災害の激甚化が進行しており、被災による人的被害のみならず、生活基盤や地域産業への影響が懸念されている。また、環境・経済・社会のバランスを保ち、将来に環境負荷を残さないまちづくりの視点が求められている。

各施策において、SDGsや脱炭素の取組との関連性を再考するとともに、事業性（経済性）の両立を目指す施策展開の検討が必要である。

(3) 多様性・包摂性の視点

性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様な価値観の違いを認め、すべての人が安心して暮らせるまちづくりの視点が求められている。多様な人材の活用、多様な価値観を尊重した施策展開の検討が必要である。

(4) デジタル技術活用の視点

多様化する住民ニーズに対応するため、地方自治体はより一層デジタル技術を活用したまちづくりの視点が求められている。各施策において、デジタル技術を活用した業務効率化、コスト削減、情報発信力強化、住民サービス向上に向けた施策展開の検討が必要である。

(5) 横断型施策展開の視点

上記の視点は個別のテーマでありながら、相互に関係し合い、統合的に進めることで持続可能なまちづくりが実現するものである。所管する施策に留まらず、他課の施策を把握・協調することで、施策間の相乗効果が期待されることから、各課が連携した横断型の施策展開の検討が必要である。

(6) 過疎地域振興の視点

南郷地域は、令和3年度に一部過疎地域に指定され、以降、「過疎対策」の取組が行われてきた。南郷地域においては、更なる「過疎地域の振興」の視点が求

められており、南郷地域の地域資源（自然、歴史、産業、文化等）の価値を再評価し、住民が誇りを感じられる地域の構築を目指す施策展開の検討が必要である。

（７）適切な進行管理が行える計画

施策の成果が明確となる適切な指標設定を行い、PDCAサイクルを活用した進行管理が行うことができる計画づくりを行うものとする。

6 過疎地域持続的発展計画の策定

過疎対策においては、上記５（６）過疎地域振興の視点においても示したところであるが、過疎地域の振興の基本指針となる美里町過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）においても、改訂作業が必要な状況となっている。

総合計画と過疎計画は、いずれも地域の持続的発展を目指した計画であり、両計画は、人口減少や少子高齢化といった地域課題、施策体系や施策展開などの共通する内容も多く、地理的にも重なった計画となっている。

このため、町全体を対象とする総合計画と南郷地域のみを対象とする過疎計画を別々に議論するのではなく、町の将来像の中に、過疎地域の将来像も重ね合わせるという姿勢が肝要であり、また、過疎地域の振興の財源措置を有効活用するためにも、総合計画との整合性を図ることが強く求められるところである。

総合計画に対し分野別の計画となる過疎計画においては、総合計画と一体的に検討を進めることとし、その中で議論、整理された内容や方向性を反映しながら、計画全体の整合性を保って策定するものとする。